

平成29年度 日本大学危機管理学部個人研究費 研究実績報告書

所属： 危機管理学部 危機管理学科

資格： 教授

氏名： 福田 弥夫

研究課題		アメリカにおけるテロリズム保険について
報告の概要	研究目的及び研究概要	アメリカでは、テロ・リスク保険法(Terrorism Risk Insurance Act of 2002)が2002年に成立した。これは2001年9月11日に発生した同時多発テロ発生を契機として、アメリカの損害保険会社がそれまでのテロ保険契約の更新や引き受けを拒否するケースが発生したために、連邦政府がその状況を解決するために制定されたものである。特に、大型不動産プロジェクトに対するテロ攻撃の懸念などから、それらのプロジェクトに対する金融機関の融資が滞るなどしたため、連邦政府による介入によって、新たなテロに対する保険プログラムを成立させた。この法は2002年までの時限立法であったが、3度にわたって期間延長がされ、現在2020年までとなっている。この保険プログラムには、アメリカの全損害保険会社の参加が義務付けられ、損害発生時に連邦政府が一定額を負担をする内容である。恒久的な法制度ではなく、3度にわたる期間延長が行われているが、民間の保険会社の担保能力の点などから、政府の関与が不可欠となっている。本研究では、アメリカの現状を踏まえて、日本におけるテロリズム保険のあり方について検討を加えることとした。
	研究成果	2001年9月以降、テロの発生はアメリカに限らず、世界中のどこかで発生しているのが現状であり、日本もその標的にされる危険性は高い。世界に進出している日本企業はすでに現地の保険会社や日本の保険会社を通じてテロリスクを担保する保険を購入しており、日本国内でもテロリスクに対する保険を提供する保険会社が出現している。アメリカの例を見るとわかるとおり、大規模な多発的テロは大規模な損害をもたらし、公的機関や民間が被る損害も莫大なものとなる可能性がある。しかしながら、現在の日本では犯罪被害者補償法による政府からの支援策はあるものの、必ずしも大規模なテロによって発生するであろう巨額の損害を保険によって填補する体制が十分に確立しているとは言えない。アメリカのような政府が関与する方式には、民間企業の圧迫というような批判の懸念もあるが、担保能力の限界などを考えると、初期の自賠償保険が採用したような、政府再保険制度類似システムの考慮も必要であるように思われる。
研究業績	・論文および著書 著者名・論文標題・雑誌名・査読の有無・巻・発行年・ページ数	著書：甘利公人・福田弥夫・遠山聡『ポイントレクチャー保険法(第二版)』平成29年4月30日(有斐閣) 論文：福田弥夫・田中夏樹「自動運転と損害賠償責任—自動運転が関与する交通事故被害者の救済は現行法の体系で処理可能なのか—」日交研シリーズA-671」平成30年1月20日(執筆担当第1章及び資料編)(公益社団法人日本交通政策研究会)
	・学会発表等 発表者名・発表標題・学会名・発表年月日・発表場所	平成29年度に学会報告はありません
	・その他 *書評、雑誌投稿など 著書名・標題・掲載誌名・発表年月・発行所 *講演会、研究会等での講演・発表 発表者・発表年月・題目名・講演会等名 *社会貢献活動等	政府委員会等報告：福田弥夫平成29年3月15日「危機管理学教育の現状と課題」内閣府「激甚化する大規模自然災害に係るリスクファイナンス検討会」第4回ゲストスピーカー 研究発表：福田弥夫平成30年1月29日「アメリカの協同組合法制」協同組合法制度研究会(公益財団法人生協総合研究所)